
「事業届」に関する説明資料 Ver. 06

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定する
「液化石油ガス器具等」にPSLPGマークを表示しようとする事業者用

「特定液化石油ガス器具等」



カートリッジガスこんろ
半密閉式液化石油ガス用瞬間湯沸器
半密閉式液化石油ガス用バーナー付ふろがま
ふろがま
液化石油ガス用ふろバーナー
半密閉式液化石油ガス用ストーブ
液化石油ガス用ガス栓
携帯液化石油ガス用バーナー

特定液化石油ガス器具等以外の「液化石油ガス器具等」



調整器
一般ガスこんろ
開放式若しくは密閉式又は屋外式液化石油ガス用瞬間湯沸器
液化石油ガス用継手金具付高圧ホース
密閉式又は屋外式液化石油ガス用バーナー付ふろがま
開放式若しくは密閉式又は屋外式液化石油ガス用ストーブ
液化石油ガス用ガス漏れ警報器
液化石油ガス用継手金具付低圧ホース
液化石油ガス用対震自動ガス遮断器

令和7年2月

経済産業省産業保安・安全グループ 製品安全課

目 次

1. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の概要	1
1-1. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係法令等.....	1
1-2. P S L P Gマーク ( ) 制度	1
2. 製品の製造・輸入開始に関する手続きの流れ <手続きフロー図>	4
2-1. 液化石油ガス器具等の適用範囲について	5
2-2. 液化石油ガス器具等の技術基準への適合について	6
2-3. 製品に表示するP S L P Gマーク   について	7
2-4. 製品に表示する届出事業者の名称、注意事項等について	7
3. 届出書の作成方法	8
3-1. 事業届出書	8
3-2. 変更届出書	12
4. 届出書の提出先	13
5. 液化石油ガス器具等に関する届出・申請書式	14

1. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の概要

1-1. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係法令等

- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下、「法」という。）
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=342AC0000000149
- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（以下、「施行令」という。）
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=343C00000000014
- ・ 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（以下、「省令」という。）
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=343M50000400023
- ・ 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（以下、「通達」という。）
https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/ekiseki/contents/ekiseki_211115tsutatsu_zenbun.pdf
- ・ 製品安全ガイド（届出・申請に関する問い合わせ窓口）
https://www.meti.go.jp/product_safety/opinion/index.html

1-2. PSLPGマーク（) 制度

(1) 制度の目的、概要

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」は、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にし、公共の福祉を増進することを目的として制定された法律です。

この法律で定める「液化石油ガス器具等」とは、主として一般消費者等が液化石油ガスを消費する場合に用いられる機械、器具、又は材料（一般消費者等が消費する液化石油ガスの供給に用いられるものを含む。）であって、政令（施行令第3条及び別表第1）で定めるものとされており、「特定液化石油ガス器具等」とは、構造、使用条件、使用状況等からみて、特に液化石油ガスによる災害の発生のおそれが多いと認められる液化石油ガス器具等であって、政令（施行令第4条及び別表第2）で定めるものとされています。

具体的な液化石油ガス器具等の品目については次ページに記載しています。

特定液化石油ガス器具等以外の「液化石油ガス器具等」
調整器、一般ガスこんろ、開放式若しくは密閉式又は屋外式液化石油ガス用瞬間湯沸器、
液化石油ガス用継手金具付高圧ホース、密閉式又は屋外式液化石油ガス用バーナー付ふろがま
開放式若しくは密閉式又は屋外式液化石油ガス用ストーブ、
液化石油ガス用ガス漏れ警報器、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース、
液化石油ガス用対震自動ガス遮断器



※定義についてはP 5または施行令第3条及び別表第1を参照のこと。

「特定液化石油ガス器具等」
カートリッジガスこんろ、半密閉式液化石油ガス用瞬間湯沸器、
半密閉式液化石油ガス用バーナー付ふろがま、ふろがま、
液化石油ガス用ふろバーナー、半密閉式液化石油ガス用ストーブ、液化石油ガス用ガス栓
携帯液化石油ガス用バーナー



※定義についてはP 5または施行令第4条及び別表第2を参照のこと。

具体的には、液化石油ガス器具等の「製造」又は「輸入」、及び「販売」の事業を行う者は、
届出や製品毎に定める技術基準に適合させる等の義務を履行した場合に付することができる表
示(=PS LPGマーク  ) が付されているものでなければ、「液化石油ガス器具等を
販売し、又は販売の目的で陳列してはならない」とされています。(法第39条)

なお、上記の技術基準(省令第11条別表第3)に示す性能を満たす技術的内容の例につ
いては、通達別紙を参照してください。

(2) 「事業の届出」

液化石油ガス器具等の「製造」又は「輸入」の事業を行う者は、国に対し、事業の届出を行
うことができます。(法第41条)

なお、本説明資料では、事業開始前に届け出ていただく場合を想定し、説明させていただきます。

(3) 「基準適合義務」及び検査記録の作成、保存

(2)の届出を行った事業者(以下、「届出事業者」という。)は、届出に係る型式の液化
石油ガス器具等について、省令第11条別表第3に規定されている性能(※)に適合している
ことを確認する検査(以下、「自主検査」という。)を行い、その検査記録を作成し、保存し
なければなりません。(法第46条)検査記録への記載すべき事項は以下の6項目で、保存期
間は検査の日から3年間です。(省令第13条)

※省令に示す性能を満たす技術的内容の例については、通達で参考までに示しています。

(省令第13条第1～3項)

- | | | | |
|---|-----------------------------|---|-------|
| 一 | 液化石油ガス器具等の区分並びに構造、材質及び性能の概要 | | |
| 二 | 検査を行った年月日及び場所 | | |
| 三 | 検査を実施した者の氏名 | 五 | 検査の方法 |
| 四 | 検査を行った液化石油ガス器具等の数量 | 六 | 検査の結果 |

(4) 「特定液化石油ガス器具等」の「適合性検査」の受検及び証明書の保存

液化石油ガス器具等のうち、特定液化石油ガス器具等については、技術基準への適合性について、届け出た型式区分ごとに(3)の自主検査に加えて、主務大臣(経済産業大臣)の登録を受けた者(=「登録検査機関」)による検査を受け、かつ、適合証明書の交付を受け、これを保存しなければなりません。(法第47条第1項)

特定液化石油ガス器具等の登録検査機関は「一般財団法人日本ガス機器検査協会」及び「一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会」となります。

詳細については以下URLをご参照ください。

一般財団法人日本ガス機器検査協会

<https://www.jia-page.or.jp/certification/tekigo/>

一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会(液化石油ガス用ガス栓のみ)

<https://www.lia.or.jp/index.html>

(5) 表示(PS LPGマーク  )

(2)から(4)の義務を果たした届出事業者は、「PS LPGマーク  

また、PS LPGマーク   の表示が付してある液化石油ガス器具等であれば、販売又は販売の目的での陳列を行うことができます。(法第39条第1項)

(6) 立入検査

製品安全の観点から、液化石油ガス器具等の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の営業所、事務所その他の事業場に経済産業省(経済産業局は製造・輸入事業に関するものに限る)、独立行政法人製品評価技術基盤機構の職員が立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を検査する立入検査を行うことがあります。(法第83条第1項)

(7) 改善命令及び表示の禁止等

事業者が(2)から(4)の義務を果たさない、(5)のPS LPGマークを表示せずに液化石油ガス器具等を販売したなどの場合は、改善命令や表示の禁止などを発動することがあります。(法第49条、第50条)

以下は、液化石油ガス器具等を製造又は輸入する事業者に対し、1-2. PS LPG マーク制度に関する手続きや届出書類の作成方法について説明するものです。

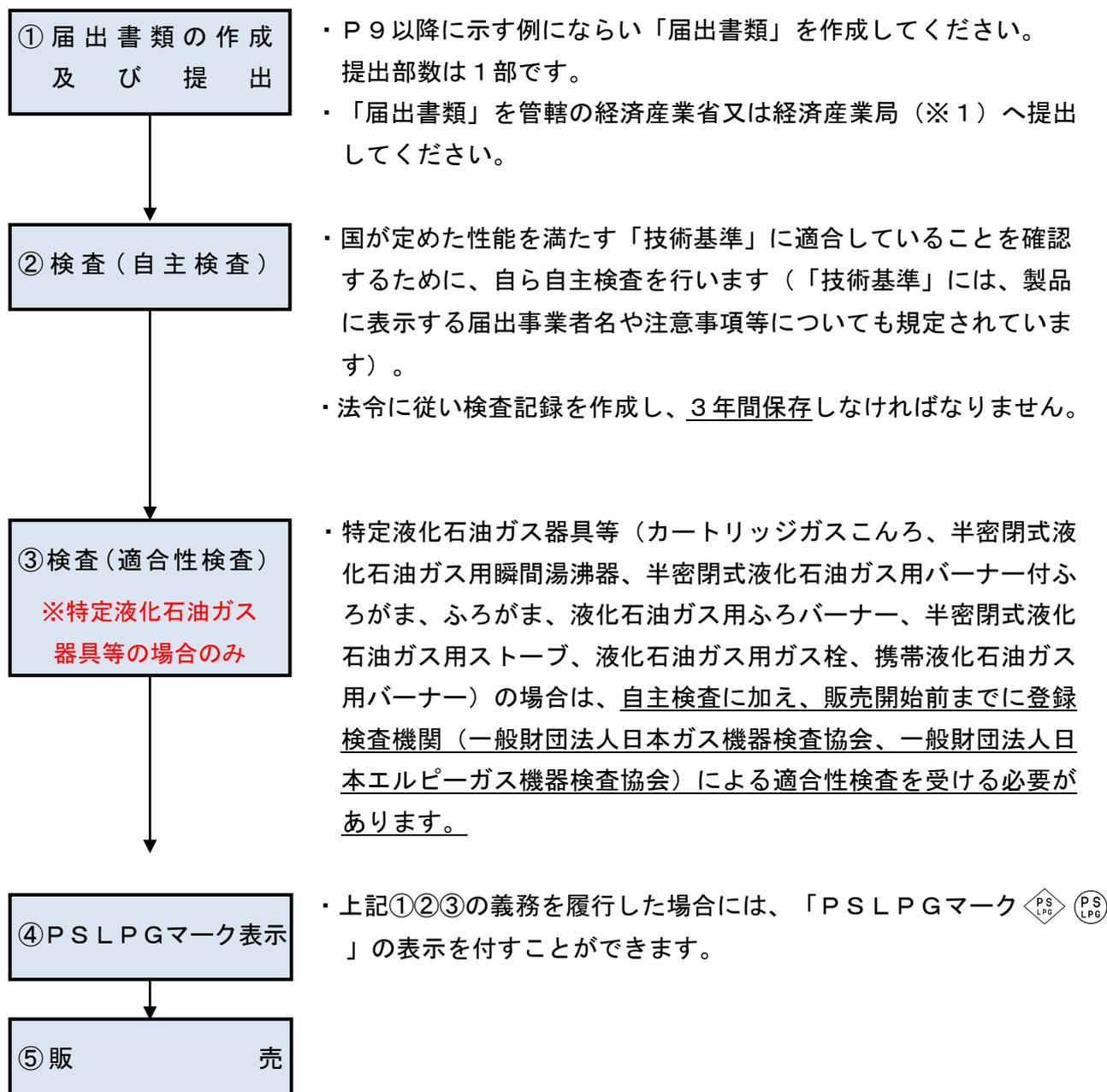
2. 製品の製造・輸入開始に関する手続きの流れ <手続きフロー図>

現在、必要な手続きのうち、以下の手続きは「保安ネット」によりインターネット経由で作成・提出することが可能です。

- ・ 製造又は輸入事業の開始届出（法第41条）
- ・ 事業届出事項変更届出（法第43条）
- ・ 製造又は輸入事業廃止届出（法第44条）
- ・ 登録商標表示届出（液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令別表第3）

手続きの詳細については、次のHPを参照ください。

（保安ネットとは）https://www.meti.go.jp/product_safety/seian_hoan-net_guide.html



※1 届出先

（1）液化石油ガス器具等の製造又は輸入の事業に係る国内の工場又は事業場等が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、当該管轄の経済産業局に届け出ます。

具体的な管轄対象地域、届出先の経済産業局の部署はP 1 3を参照してください。

(2) 液化石油ガス器具等の製造又は輸入の事業に係る国内の工場又は事業場等が、複数の経済産業局の管轄区域内にわたる場合は、経済産業省産業保安グループ製品安全課に届け出ます。

2-1. 液化石油ガス器具等の適用範囲について

法及び施行令で定める「液化石油ガス器具等（特定液化石油ガス器具等を含む）」の適用範囲は以下のとおりです。

(法第2条第7項、第8項及び施行令第3条別表第1、第4条別表第2)

1 調整器

1時間に減圧することができる液化石油ガスの質量が30キログラム以下のものに限る。

2 液化石油ガスこんろ（※イは特定液化石油ガス器具等）

イ 液化石油ガスを充てんした容器が部品又は付属品として取り付けられる構造のもの
ロ 液化石油ガスの消費量の総和が14キロワット（ガスオーブンを有するものにあつては、21キロワット）以下のものであつて、こんろバーナー1個あたりの液化石油ガスの消費量が5.8キロワット以下のもの（イに掲げるものを除く）。

3 液化石油ガス用瞬間湯沸器（※半密閉式は特定液化石油ガス器具等）

液化石油ガスの消費量が70キロワット以下のもの。

4 液化石油ガス用継手金具付高圧ホース

内径が10ミリメートル以下で長さが1.2メートル以下のゴム製のホースを用いたものに限る。

5 液化石油ガス用バーナー付ふろがま（※半密閉式は特定液化石油ガス器具等）

液化石油ガスの消費量が21キロワット（専用の給湯部を有するものにあつては、91キロワット）以下のものに限る。

6 ふろがま（※特定液化石油ガス器具等）

液化石油ガス用バーナーを使用することができ、かつ、液化石油ガス用バーナーを使用した場合における液化石油ガスの消費量が21キロワット以下である構造のものに限り、密閉燃焼式のもの及び屋外式のもの並びに液化石油ガス用バーナーが取り付けられているものを除く。

7 液化石油ガス用ふろバーナー（※特定液化石油ガス器具等）

液化石油ガスの消費量が21キロワット以下のものに限る、ふろがまに取り付けられているものを除く。

8 液化石油ガス用ストーブ（※半密閉は特定液化石油ガス器具等）

液化石油ガスの消費量が19キロワット以下のものに限る。

9 液化石油ガス用ガス栓（※特定液化石油ガス器具等）

燃焼用の機械又は器具の部品として用いられる構造のものを除く。

10 液化石油ガス用ガス漏れ警報器

ガスの濃度についての指示機構を有するもの及び携帯用のものを除く。

11 液化石油ガス用継手金具付低圧ホース

内径が15ミリメートル以下で長さが1.2メートル以下のゴム製のホースを用いたものに限る。

12 液化石油ガス用対震自動ガス遮断器

管と接続するためのねじ部の内径が60ミリメートル以下のものであつて、3.5キロパスカル以下のゲージ圧力のガスを遮断するように設計したのものに限る。

13 携帯液化石油ガス用バーナー（※特定液化石油ガス器具等）

液化石油ガスを充填した容器が直接取り付けられる構造のものに限り、当該容器との接続部から火炎を出す位置までの距離が三十五センチメートル以上のもの及び当該容器（液化石油ガスの吸収材の使用その他の液化石油ガスの漏えいを防止するための加工がされているものに限る。）との接続部がねじ式のものを除く。

2-2. 液化石油ガス器具等の技術基準への適合について

液化石油ガス器具等の技術上の基準及び解釈については、以下のとおりです。

（省令第11条、第13条及び別表第3）

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=343M50000400023

（通達）

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/ekiseki/contents/gijutsukijunkaishaku_pslpg.pdf

なお、液化石油ガス器具等の技術上の基準について、これまでの仕様規定を性能規定に改め、平成28年4月1日から施行しました。改正内容等は以下をご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/ekiseki/contents/ekiseki_seinoukitei_top.pdf

2-3. 製品に表示するPSLPGマーク   について

PSLPGマークは、以下の2種類です。

(法第39条及び施行令第3条別表第1、第4条別表第2)

	PSLPGマーク	ガス用品の区分
特定液化石油ガス器具等		<ul style="list-style-type: none"> ・カートリッジガスこんろ ・半密閉式液化石油ガス用瞬間湯沸器 ・半密閉式液化石油ガス用バーナー付ふろがま ・ふろがま ・液化石油ガス用ふろバーナー ・半密閉式液化石油ガス用ストーブ ・液化石油ガス用ガス栓 ・携帯液化石油ガス用バーナー
特定液化石油ガス器具等以外の液化石油ガス器具等		<ul style="list-style-type: none"> ・調整器 ・一般ガスこんろ ・開放式若しくは密閉式又は屋外式液化石油ガス用瞬間湯沸器、 ・液化石油ガス用継手金具付高圧ホース ・密閉式又は屋外式液化石油ガス用バーナー付ふろがま ・開放式若しくは密閉式又は屋外式液化石油ガス用ストーブ ・液化石油ガス用ガス漏れ警報器 ・液化石油ガス用継手金具付低圧ホース ・液化石油ガス用対震自動ガス遮断器

マークの構成割合（比率等）は、以下のURLを参照してください。

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=343M50000400023#357

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=343M50000400023#358

2-4. 製品に表示する届出事業者の名称、注意事項等について

省令に規定するほか、通達では具体的に液化石油ガス器具等毎に規定されている事項を表示することとされています。（機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法により表示）。

(例：「カートリッジガスこんろ」における表示項目)

通達により、以下を表示することとしています。

- ・ 液化石油ガス器具等の型式
- ・ 届出事業者の氏名又は名称
- ・ 国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称
- ・ 製造年月、製造番号
- ・ 使用すべき容器の名称（組込型こんろであって日本工業規格適合容器を使用するものを除く）
- ・ 使用上の注意に関する事項

なお、届出事業者の氏名又は名称の表示は、経済産業大臣の承認を受けた略称又は記号、経済産業大臣に届け出た登録商標をもって代えることができます。左記による表示にあたっては、「（様式第15）略称表示承認申請書」又は「（様式第16）登録商標表示届出書」を経済産業省産業保安グループ製品安全課に事前に相談の上、提出してください。

3. 届出書の作成方法

3-1. 事業届出書

(1) 概要

届出書は、国が定める様式（省令様式第3）に基づき作成する他、次の添付資料の作成が必要です。なお、届出書の受領の写しを希望する場合は、提出する書類を2部とし、併せて返信用の封筒を同封いただけますようお願いいたします。なお、届出の際には、事前に提出先の本省又は経済産業局（P13参照）にご相談ください。

<添付資料>

- ・ 液化石油ガス器具等の型式の区分（省令別表第2）

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=343M50000400023#349

※製造又は輸入を計画しているすべての型式の区分について提出が必要です。

- ・ 当該液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場、輸入の事業に係る事務所等が複数の経済産業局の管轄区域内にわたる事業者の場合には、添付資料として事業所在地がわかるリストの提出がお願いする場合があります。

(2) 鑑（様式第3）の記載例：用紙の大きさはA4です。

液化石油ガス器具等製造（輸入）※ ¹ 事業届出書	
	○年○月○日※ ²
経済産業大臣 殿※ ³	
	東京都千代田区霞が関○-○-○ □□工業株式会社※ ⁴ 代表取締役社長 安全 太郎
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第41条の規定により、次のとおり届け出ます。	
1 事業開始の年月日	△年△月△日※ ⁵
2 製造（輸入）※ ¹ する液化石油ガス器具等の区分	□□□□※ ⁶
3 当該液化石油ガス器具等の型式の区分	別添のとおり
4	<u>当該液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者</u> <u>にあつては、当該液化石油ガス器具等の製造事業者の氏名又は名称及び住所）</u>

(記載要領)

- ※1 「製造」又は「輸入」のどちらかを記載してください。
- ※2 本届出書を提出する日付を記載してください。
- ※3 提出先により、各管轄の「〇〇経済産業局長」又は「経済産業大臣」となります。詳しくはP6の「※1 届出先」をご確認ください。
- ※4 登記上の「名称」「住所」「代表者の役職名」「代表者の氏名」を記載してください。
- ※5 「事業開始の年月日」は液化石油ガス器具等の製造又は輸入の事業開始を計画している年月日（液化石油ガス器具等に指定される前から事業を行っている場合は、液化石油ガス器具等として指定された年月日（施行日））を記載してください。
- ※6 製造（又は輸入）を計画している液化石油ガス器具等を記載してください。
- ※7 連絡担当者について、氏名、電話番号等を記載してください。

(3) 添付資料(型式の区分)の記載例:用紙の大きさは原則A4です。

省令別表第2で定める液化石油ガス器具等の型式の区分について、製造又は輸入を計画しているすべての型式について記載が必要となります。

液化石油ガス器具等の区分	型式の区分	
	要素	構造等の区分
カートリッジガスこんろ	メインバーナーの材質	(1) アルミニウム合金鋳物製のもの (2) ステンレス鋼製のもの (3) アルミニウムめつき鋼製のもの (4) 亜鉛めつき銅製のもの (5) ほうろう銅製のもの (6) 銅製又は銅合金製のもの (7) アルミニウム製のもの (8) その他のもの
	充てんされた液化石油ガスに関する高圧保安ガス法の適用	(1) 受けるもの (2) 受けないもの
	カートリッジガスこんろの構造	(1) 組込型のもの (2) 分離型のもの (3) 直結型のもの
	器具栓の取付位置	(1) 低圧部に位置しているもの (2) 高圧部及び低圧部に位置しているもの (3) その他のもの
	メインバーナーにおけるノズルの数	(1) 一個のもの (2) 二個以上のもの
	使用できる燃料容器の数	(1) 一本のもの (2) 二本以上のもの
	減圧装置の構造	(1) 調整器のもの (2) 器具ガバナーのもの (3) 減圧機能のもの
	ノズルの先端の内径	(1) 0.3ミリメートル未満のもの (2) 0.3ミリメートル以上0.6ミリメートル未満のもの (3) 0.6ミリメートル以上のもの
	点火の方式	(1) 電気点火式のもの (2) その他のもの
	安全装置の構造	(1) 液化石油ガスの通路が閉ざされるもの (2) 燃料容器が燃焼機器からはずれるもの

(記載要領)

※ 届出事業者が「製造」又は「輸入」を計画している液化石油ガス器具等について、1つの要素に対し1つの区分に丸(O)印を付してください。複数の液化石油ガス器具等の製造(又は輸入)を計画しており、1つの要素の中で複数の区分に該当する場合には、別添を複数それぞれ分けて作成してください。要素の組み合わせが1つでも異なる場合は別型式となりますのでご注意ください。

(4) 添付資料(所在地及び地図)の記載例:用紙の大きさは原則A4です。

液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場、輸入の事業に係る事務所等が複数の経済産業局の管轄区域内にわたる事業者の場合には、添付資料として事業所在地がわかるリスト^{※1}の提出をお願いする場合がありますので、その際は以下のように記載のうえ、ご提出ください。

届出事業者が「製造事業者」の場合

当該液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場の名称及び所在地リスト

① 名称:〇〇株式会社□□工場
所在地:〇〇県□□市.....

② 名称:〇〇株式会社□□事業所
所在地:〇〇県□□市.....

.....

届出事業者が「輸入事業者」の場合

当該液化石油ガス器具等の輸入に係る事務所、店舗、倉庫の名称及び住所リスト

① 名称:〇〇株式会社□□事務所
所在地:〇〇県□□市.....

② 名称:□□店
所在地:〇〇県□□市.....

③ 名称:□□倉庫
所在地:〇〇県□□市.....

.....

(記載要領)

※1 リストとして確認ができれば、Excel形式で必要事項をまとめたものでも結構です。

3-2. 変更届出書

事業の届出内容（様式第3等）に変更が生じた時は、「事業届出事項変更届出書（様式第8）」の提出が必要です。必要に応じ、別添資料などを添付して下さい。

（2）鑑（様式第8）の書き方（例）：様式の大きさはA4です。

①製造工場の変更の場合

- 1 変更の内容 : 製造工場の変更
- 2 変更の年月日 : ○○年○○月○○日
- 3 変更の理由 : ○○年○○月○○日付け（事業・事業届出事項変更）届出書のうち、○○（液化石油ガス器具等名）を製造している○○工場については生産を中止し、新たに○○工場において生産を行うため、届出内容を変更する。

②型式の変更の場合

- 1 変更の内容 : 型式の変更
- 2 変更の年月日 : ○○年○○月○○日
- 3 変更の理由 : ○○年○○月○○日付け（事業・事業届出事項変更）届出書のうち、○○（液化石油ガス器具等名）の型式の区分として別紙1は生産を中止し、新たに別紙2について生産を行うため、届出内容を変更する。

③製造工場の追加の場合

- 1 変更の内容 : 製造工場の追加
- 2 変更の年月日 : ○○年○○月○○日
- 3 変更の理由 : ○○年○○月○○日付け（事業・事業届出事項変更）届出書のうち、○○（液化石油ガス器具等名）については、新たに○○工場において生産を行うため、製造工場を追加する。

④型式の追加の場合

- 1 変更の内容 : 型式の追加
- 2 変更の年月日 : ○○年○○月○○日
- 3 変更の理由 : ○○年○○月○○日付け（事業・事業届出事項変更）届出書のうち、○○（液化石油ガス器具等名）の型式の区分として別紙について生産を行うため、型式を追加する。

⑤製造工場の削除の場合

- 1 変更の内容 : 製造工場の削除
- 2 変更の年月日 : ○○年○○月○○日
- 3 変更の理由 : ○○年○○月○○日付け（事業・事業届出事項変更）届出書のうち、○○（液化石油ガス器具等名）については、○○工場において生産を中止したため、製造工場を削除する。

⑥型式の削除の場合

- 1 変更の内容 : 型式の削除
- 2 変更の年月日 : ○○年○○月○○日
- 3 変更の理由 : ○○年○○月○○日付け（事業・事業届出事項変更）届出書のうち、○○（液化石油ガス器具等名）の型式の区分として別紙について生産を中止したため、型式を削除する。

4. 届出書の提出先

(1) 液化石油ガス器具等の製造又は輸入の事業に係る国内の工場又は事業場等が、一つの経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、該当する経済産業局に提出してください。

① 北海道

経済産業省 北海道経済産業局 消費経済課 製品安全室
〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西 2-1-1
電話 011-709-1792 (直通)

② 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

経済産業省 東北経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1
電話 022-221-4918 (直通)

③ 東京都、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県

経済産業省 関東経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館
電話 048-600-0409 (直通)

④ 岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県

経済産業省 中部経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2
電話 052-951-0576 (直通)

⑤ 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県

経済産業省 近畿経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒540-8535 大阪府大阪府中央区大手前 1-5-44
電話 06-6966-6098 (直通)

⑥ 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

経済産業省 中国経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀 6-30
電話 082-224-5671 (直通)

⑦ 徳島県、香川県、愛媛県、高知県

経済産業省 四国経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒760-8512 香川県高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎
電話 087-811-8526 (直通)

⑧ 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

経済産業省 九州経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1
電話 092-482-5523 (直通)

⑨ 沖縄県

内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課 消費経済室
〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎 2号館
電話 098-866-1741 (直通)

(2) 国内の工場又は事業場等が複数の経済産業局の管轄区域内にわたる場合は本省となります。

経済産業省 産業保安・安全グループ 製品安全課
〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1
電話 03-3501-1511 (内線) 4309~4310

5. 液化石油ガス器具等に関する届出・申請書式

(様式の電子ファイルは、以下のURLからダウンロードいただけます。)

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/ekiseki/contents/ekiseki_yoshiki_top.pdf

注 意！

届出書の受領の写しを希望する場合は、提出する資料を2部とし、
返信用の封筒をご用意ください。

以下は、事業届出書を含む主な液化石油ガス器具等に関する届出・申請書式のご紹介と記入上の注意等になりますのでご参照ください。

様式第3（第4条関係）

液化石油ガス器具等製造（輸入）事業届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第41条の規定により、
次のとおり届け出ます。

- 1 事業開始の年月日
- 2 製造（輸入）する液化石油ガス器具等の区分
- 3 当該液化石油ガス器具等の型式の区分
- 4 当該液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該液化石油ガス器具等の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第8（第7条関係）

事業届出事項変更届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第43条の規定により、
次のとおり届け出ます。

- 1 変更の内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第 4 (第 6 条関係)

液化石油ガス器具等製造 (輸入) 事業承継届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 42 条第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

承継の原因		
被承継者に 関する事項	氏名又は名称及び法人にあ つてはその代表者の氏名	
	住 所	
	製造 (輸入) 事業届出の年 月日	
	製造 (輸入) する液化石油 ガス器具等の区分	
	当該液化石油ガス器具等の 型式の区分	
	当該液化石油ガス器具等を 製造する工場又は事業場の 名称及び所在地 (輸入の事 業を行う者にあつては、当 該液化石油ガス器具等の製 造事業者の氏名又は名称及 び住所)	

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第9（第9条関係）

液化石油ガス器具等製造（輸入）事業廃止届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第44条の規定により、
次のとおり届け出ます。

- 1 製造（輸入）事業届出の年月日
- 2 製造（輸入）する液化石油ガス器具等の区分
- 3 廃止の年月日

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第 1 (第 2 条第 1 項、第 12 条関係)

液化石油ガス器具等輸出用例外届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 39 条第 2 項第 1 号 (第 46 条第 1 項第 1 号) の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 液化石油ガス器具等の区分並びに構造、材質及び性能の概要
- 2 輸出予定数量
- 3 仕向地及び輸出の時期
- 4 製造する工場又は事業場の名称及び所在地並びに製造又は輸入する者が届出事業者である場合には届出の年月日及び液化石油ガス器具等の型式の区分

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

略称表示承認申請書

年 月 日^{※1}

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名^{※2}
住所

液化石油ガス器具等の技術上の基準への適合に関する省令の規定により届出事業者（国内登録検査機関又は外国登録検査機関）の氏名若しくは名称に代えて略称（記号）を表示することについて承認を受けたいので、次のとおり申請します。

液化石油ガス器具等の 区分	略称又は記号に代える事項	略称又は記号
	<u>届出事業者の名称^{※3}</u>	

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

《記載要領》

本申請は液化石油ガス器具等の区分単位で提出いただく必要がありますが、原則として 1 事業者につき 1 略称・記号しか与えられません。なお、略称又は記号は事業者の名称を簡潔に省略したものであり、かつ、その略称又は記号によって容易にその事業者の名称を察知しうるものである必要がありますので、申請にあたってはご注意ください。

- ※ 1 日付けは、提出年月日を記入してください。
- ※ 2 「法人にあっては代表者の氏名」は、「代表者役職名」と「代表者氏名」を記載して下さい。
- ※ 3 申請書にある表中「略称又は記号に代える事項」の欄は、事業者名（会社名）を記載するのではなく、ここに記載してあるとおり「届出事業者の名称」を記載してください。
- ※ 4 略称の表示か記号の表示かを区別するため、申請書の 4ヶ所に書かれている「略称（記号）」の部分については、「略称」又は「記号」のどちらかを消去してください。
- ※ 5 略称又は記号表示の承認がされた場合は、経済産業大臣名の承認書を返送いたしますので、返信用の封筒をご用意ください。

登録商標表示届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住 所

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の規定により届出事業者の氏名又は名称に代えて登録商標を表示することについて次のとおり届け出ます。

液化石油ガス器具等の 区分	登録商標に代える事項	登 録 商 標

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 登録商標が登録されていることを確認できる書類を添付すること。

(更新履歴)

- ◆平成 30 年 3 月 1 日 Ver.01 作成
- ◆平成 30 年 6 月 1 日 Ver.02 作成
 - ・ 通達改正により、「別添 5」の記載を削除
- ◆平成 30 年 6 月 25 日 Ver.03 作成
 - ・ 3-1 (4) の記載例を適切な表現に修正。
- ◆令和 3 年 1 月 26 日 Ver.04 作成
 - ・ 「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令」の一部改正（押印を求める手続の見直し）に伴う様式の修正
 - ・ 略称表示承認申請書の記載要領の一部修正
 - ・ URL の一部修正
- ◆令和 4 年 3 月 24 日 Ver.05 作成
 - ・ 通達の名称及び URL の修正
 - ・ 2. 製品の製造・輸入開始に関する手続きの流れに「保安ネット」を追記
 - ・ 経済産業省製品安全課の電話番号を修正

- ◆令和 5 年 5 月 12 日 Ver.05 のまま 製品安全課ガス用品担当の電話及びメールアドレス修正

- ◆令和 7 年 2 月 6 日 Ver.06 作成
 - ・ 携帯液化石油ガス用バーナーを追加
 - ・ 略称（記号）表示承認申請書の記載要領の追記

(編集) 経済産業省 産業保安・安全グループ 製品安全課 ガス用品担当
〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1
電話 03-3501-1511 (内線) 4309~4310 E-mail bz1-psd-gas@meti.go.jp